

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月

ねんきん定期便により、国民年金の被保険者記録を確認したところ、昭和 48 年 10 月 31 日に資格を喪失したように記録されているが、私は、昭和 48 年 10 月分の国民年金保険料の領収証書（昭和 48 年 11 月 30 日付け、A 市農業協同組合 B 支部の領収済印が押印。）を所持しているため、申立期間の被保険者記録を訂正し、国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳保管証兼領収書貼付控に昭和 48 年 10 月分の国民年金保険料の領収証書が貼付されており、A 市農業協同組合 B 支部の領収済印（昭和 48 年 11 月 30 日付け）が押されていることが認められる。

また、申立人が所持している C 健康保険組合が発行した健康保険被保険者証及び株式会社 C に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 48 年 11 月 1 日にそれぞれの被保険者資格を取得していることが確認でき、国民年金被保険者資格を 48 年 10 月 31 日に喪失する理由は見当たらない。

さらに、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間に係る国民年金保険料の還付記録は確認できない上、特殊台帳も保存されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年6月21日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月30日から同年10月1日まで

私は、昭和23年6月3日にA株式会社(現在は、株式会社B)に入社し、57年6月1日までの期間において継続して勤務した。

私のA株式会社に係る船員保険の被保険者記録は、昭和24年5月30日に資格を喪失し、同年10月1日に再び取得したとされているが、私は、A株式会社が所有するC丸に乗り込んでいたと記憶しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和57年分退職所得の源泉徴収票及び株式会社Bが提出した申立人に係る人事記録カードにより、申立人は、昭和23年6月3日にA株式会社に入社し、57年6月1日に退職するまでの期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間においてA株式会社が所有するC丸に乗り込んでいたと供述しているところ、昭和24年6月頃に作成したと推認される同社が所有するC丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同一の船員手帳番号、氏名、生年月日及び備考欄に標準報酬等級を示すと推認できる数字「5」は記載されているが、標準報酬月額及び資格取得欄等が空欄となっている基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、A株式会社が所有するC丸に係る船員保険被保険者名簿において、

申立期間を含む船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、C丸に甲板員として乗り込んでいた。申立人も、当時、航海士見習としてC丸に乗り込んでいた。乗り込み期間は覚えていないが、途中で下船したことはなかったと記憶している。」と供述しているところ、申立人が記憶している同船舶の船長、航海士及び機関長の乗船状況等は、申立期間当時、同船舶に乗り込んでいたとする前述とは別の同僚の記憶と一致している上、同被保険者名簿において確認できる当該船長、航海士及び機関長に係る船員保険の被保険者記録と符合していることから判断すると、前述の基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

加えて、前述のA株式会社が所有するC丸に係る船員保険被保険者名簿における申立人の船員保険被保険者資格の取得日については、同社が所有するD丸及びE丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和24年5月30日にE丸から同船舶の僚船であるD丸に乗り込んだとされる同僚については、船員保険の被保険者期間が継続していることが確認できる一方、同社が所有するD丸及びF丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期にD丸に係る船員保険被保険者資格を喪失し、D丸から同船舶の僚船ではないF丸に乗り込んだとされる同僚については、同被保険者資格の取得日が同年6月21日となっており、船員保険の被保険者期間が継続していないことが確認できることなどから判断すると、D丸から同船舶の僚船ではないC丸に乗り込んだとする申立人についても、D丸から同船舶の僚船ではないF丸に乗り込んだとされる前述の同僚と同日に、同社に係る船員保険被保険者資格を再度取得したと推認できる。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿については、昭和24年10月に船舶単位から適用事業所単位に変更されており、これに伴って作成し直された同社に係る船員保険被保険者名簿において、資格取得日が同年10月1日と記載されている者が多数確認でき、これらの者については、同社が所有する船舶に係る各船員保険被保険者名簿において、同日までの期間において被保険者記録が継続していることが確認できるとともに、申立人についても、これらの者と同様に同日に資格取得している旨記載されていることが確認できること、書き換えられたC丸における船員保険被保険者名簿において、申立人の記録に相違ないと判断できる基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録の次欄に名前が記載されている同僚の被保険者資格の取得日は同年8月20日とされていること、及び申立人について、C丸を「途中で下船したことはなかったと記憶している。」としている前述の同僚の供述から判断すると、申立人は同年10月1日までの期間において、船員保険の被保険者記録が継続していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年6月21日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったこと

が認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA株式会社が所有するC丸に係る厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬等級を示すと推認される記録から4,000円とすることが妥当である。

一方、昭和24年5月30日から同年6月21日までの期間については、申立人は、当該期間についてA株式会社に係る給与明細書等を所持しておらず、株式会社Bは、当該期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の勤務状況、船員保険への加入状況及び船員保険料等の控除状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 975 (事案 233 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年6月1日まで

私は、昭和28年4月から32年8月21日までの期間においてA株式会社C販売所に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者資格の取得日が31年3月1日と記録されていたが、申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

これまでの3回の申立てにおいて、第1回目の申立ては、全ての期間が訂正不要とされ、第2回目の申立ては、申立期間のうち昭和30年6月1日から31年3月1日までの期間について記録訂正とされ、訂正不要とされた28年4月から30年5月31日までの期間について行った第3回目の申立ては、新たな事情が見当たらないということで訂正不要とされた。

今回、B株式会社から、新たな事情が判明したと聞いているので、再調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和28年4月から31年2月までの期間に係る第1回目の申立てにおいて、B株式会社が保管する従業員採用発令簿及び退職者発令簿における申立人の採用日及び退職日が、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日及び資格喪失日と符合し、同被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は見られないな

どとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 8 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

しかし、昭和 28 年 4 月から 31 年 3 月 1 日までの期間に係る第 2 回目の申立てについて、B 株式会社からの新たな回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において A 株式会社 C 販売所に勤務していたことが推認できる上、当該期間において同社に勤務していたとする同僚から、「当該期間当時、営業担当者は個人事業主扱いであり、給与は完全歩合制であったため、厚生年金保険には加入させてもらえなかったが、昭和 30 年 2 月に経営者が交代した後、営業担当者も厚生年金保険に加入させてもらえることとなった。」との供述が得られたところ、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に勤務していたとする営業担当者二人の資格取得日は、いずれも 30 年 6 月 1 日となっていることなどを根拠として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 8 日付けで、当該期間のうち、昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 3 月 1 日までの期間については、年金記録の訂正を必要とし、28 年 4 月から 30 年 6 月 1 日までの期間については、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間のうち、昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 31 日までの期間に係る第 3 回目の申立てについて、申立人から、保険料納付を示す新たな資料として社会保険事務所（当時）あての手紙が提出されたが、当該資料から厚生年金保険料の控除等を確認できる記載は見当たらず、委員会の前回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、B 株式会社の取締役から、「当社設立当時の従業員採用発令簿において、当社の前身の A 株式会社から引き続いて当社に勤務した営業担当者のうち、A 株式会社において社員扱いとされ、給与が月給であった者が、申立人を含めて 5 人確認できた。申立人は同社において社員として勤務していた以上、厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。」との供述が得られたところ、同社が保管する同社の従業員採用発令簿において、A 株式会社から継続して社員扱いであり、給与は月給制であった旨記載されている従業員は、申立人を含み 5 人確認できる。

また、前述の従業員採用発令簿から、A 株式会社及び B 株式会社において継続して社員扱いであったことが確認できた申立人以外の従業員 4 人のうち、A 株式会社から B 株式会社となる直前の昭和 30 年 10 月頃に入社したとする一人を除く 3 人には、A 株式会社及び B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時より継続して被保険者記録が確認でき

る。

これらを総合的に判断すると、申立期間においてA株式会社に社員扱いとして勤務した申立人が、厚生年金保険に加入していないと考えることは不自然であり、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年6月の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるものの、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立てどおりの資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 646

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 8 月まで

私の年金記録では、国民年金の被保険者資格を取得した日は平成 6 年 8 月 30 日と記録されているが、申立期間の国民年金保険料は妻が納付してくれたはずだ。

特に、妻は申立期間のうち昭和 63 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付しており、私の保険料を未納とすることは考え難いので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が納付してくれたはずだと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金電算記録などから平成 7 年 1 月頃払い出され、資格取得日は 6 年 8 月 30 日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人の申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付に係る具体的な状況を記憶していない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

山口国民年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 57 年 2 月に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料は全て納付していると思っていたが、ねんきん定期便において、申立期間が未納とされていることが判明した。

申立期間は、国民年金第 3 号被保険者期間と思っていたが、第 3 号被保険者期間でないのなら、当然に第 1 号被保険者として申立期間の国民年金保険料を納付したはずだ。

資料はないが、申立期間以降は国民年金保険料を納付しており、申立期間のみ納付していないのは不自然であるので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得しているが、その後、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を 62 年 7 月 26 日に喪失し、63 年 9 月 1 日に再取得しており、それに伴って、申立人は、第 1 号被保険者と第 3 号被保険者への種別変更手続を行う必要があるところ、オンライン記録によると、社会保険事務所（当時）において当該種別変更処理が行われたのは、平成 2 年 2 月 6 日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、資格取得等の入力に伴う国民年金保険料の納付書が平成 2 年 2 月 13 日に作成されていることが確認できることから、申立人は、昭和 63 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、申立期間を含む 62 年 7 月 26 日から 63 年 9 月 1 日までの期間を国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更する手続を平成 2 年 2 月頃に行い、その時点で、納付することが

できた昭和 63 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料は過年度納付したが、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に係る具体的な状況を記憶していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 6 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで

申立期間①について、新聞の求人欄を見て株式会社Aの面接を受け、その日のうちに同社が所有するアパートに家族で入居した。同社では、従業員は全員、健康保険被保険者証を持っていたと記憶しているので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間②について、B株式会社が経営するCのD店に勤務した。同店の店長から健康保険被保険者証を受け取った記憶があるので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間③について、E株式会社が経営するF店「G」に勤務した。同社の事務員が健康保険被保険者証を届けてくれた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたと思う。

全ての申立期間について、健康保険被保険者証を所持していたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社Aの立地、営業内容及び同社が所有していたとする従業員寮等に関する事項を具体的に記憶していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所名簿により、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 56 年 2 月 5 日であり、申立期間①において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、株式会社Aは、平成20年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の事業主の弟は、「株式会社Aの事業主であった私の兄及び兄の妻は、平成20年の夏頃に同社を閉鎖し、店舗及び従業員寮を売却した。私の兄及び兄の妻は、その後、県外へ転居したようだが、所在等は知らない。」と述べており、同社から、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は同僚に関する記憶が曖昧であり、同僚から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、CのD店の営業内容等を具体的に記憶していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は「CのD店を経営していたのは、B株式会社であった。」と主張しているところ、商業登記簿謄本において、H市にB株式会社という事業所は確認できず、適用事業所名簿においても、申立期間②当時、同社の名前は確認できない。

また、昭和60年頃にCのD店の系列店であるCのI店に入社したとする者を含む複数の者が、「Cを経営していたのは、株式会社Jであった。」と述べていることなどから判断すると、CのD店の事業主は株式会社Jであったことが推認できるところ、適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和63年9月1日であり、申立期間②において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、株式会社Jは平成18年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の事業主の子は、「CのD店の事業主は、株式会社Jを経営していた私の父に間違いはないが、父は高齢で、当時のことはよく覚えておらず、当時の関係資料も無いと言っている。」と述べている。

加えて、オンライン記録から、株式会社Jに係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の中で連絡が取れた3人は、いずれも申立人を知らないと回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除状況等について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げている同僚は、生年月日等が不明で連絡先を特定できず、同僚から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

なお、申立人は、申立期間②において、健康保険被保険者証を所持していたと供述しているところ、K健康保険組合は、「当健康保険組合の加入事業所にB株式会社は確認できない。株式会社Jは、L組合を母体として

昭和 52 年 11 月 1 日から平成 2 年 8 月 31 日までの期間において当健康保険組合に加入していたが、申立期間②当時の記録を確認することはできない。」と述べている。

- 3 申立期間③について、申立人は、E 株式会社の営業内容等を具体的に記憶していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所名簿により、E 株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 62 年 7 月 1 日であり、申立期間③において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E 株式会社は既に事業を閉鎖している上、同社の事業主であった者は、「申立人と同じ名前の従業員がいたように思うが、在職期間等は覚えていない。当時の給与及び社会保険事務を担当していた者の名前も思い出せない。」と述べている。

さらに、オンライン記録から、E 株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間③以降に同社で経理事務を担当し、同社の破産後は同社の関連会社に転職したとする者は、「E 株式会社に関する書類は、同社の破産後に全て処分した。私は、当時の『G』の店長及び支配人等の名前を知らないし、知っている者も私の周りにはいない。」と述べており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除状況等について確認できる資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が名前を挙げている同僚は、生年月日等が不明で連絡先を特定できず、同僚から申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除状況等について確認できない。

- 4 このほか、全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が全ての申立期間において各事業主により給与から厚生年金保険を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年頃から33年頃まで
② 昭和36年12月25日から38年8月頃まで

申立期間①について、私は、A郡B村（A郡C町を経て、現在は、A郡D町）が所有するE丸に船員として乗り込んでいたので、船員保険の被保険者と記録されていないことに納得できない。

申立期間②について、私は、F氏が船舶所有者で船長でもあったG丸に船員として乗り込んでいたのに、船員保険の被保険者と記録されていないことに納得できない。

両申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和23年頃から33年頃までの期間において、A郡B村が所有するE丸に船員として乗り込んでいた。」と主張するところ、H県が保管する船籍簿により、昭和24年4月22日に同船舶に船籍票が交付されたことが確認できる上、A郡D町が保管する海員名簿において、申立人は、申立期間①のうち同年7月11日から26年8月4日までの期間及び同年9月21日から27年3月5日までの期間において同船舶に乗り込んでいたことが確認できる。

しかし、A郡C町の広報誌によれば、E丸はA郡B村とI間を航行する船舶であることが確認できるところ、昭和22年12月1日改正の船員保険法において「船員法第1条ニ規定スル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されており、当時の船員法第1条において、湖、川又は港のみを航行する船舶はこれに含まれないと規定されていることから判断すると、同船舶は船員保険が適用される船舶ではな

かったことが推認でき、船員保険被保険者旧名簿索引簿において、E丸を所有するA郡B村は船舶所有者として確認できない上、申立人がE丸と一緒に乗り込んでいたとする同僚を含む5人も、前述の海員名簿により同船舶に乗り込んでいたことが確認できるものの、いずれの同僚も当該期間に係る船員保険の被保険記録を確認できないことから判断すると、申立人は、申立期間①において船員保険が適用される船員ではなかったことがうかがえる。

また、申立人は「申立期間①当時は国民健康保険に加入していたと思う。」と述べている。

- 2 申立期間②について、複数の同僚が、「乗り込んだ期間は覚えていないが、申立人は、確かにG丸に乗り込んでいた。」と述べていることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間②当時、G丸に乗り込んでいたことは推認できる。

しかし、船舶登記簿において、申立人が船舶所有者であったとするF氏と共有してG丸を所有する旨記載されているJ氏所有のG丸に係る船員保険被保険者名簿において、G丸が船員保険の適用船舶となったのは昭和39年2月1日であり、申立期間②において、G丸は船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間②前の期間について、K氏が所有するL丸に乗り込んでいた。」としているところ、船舶所有者Kに係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に船員保険被保険者資格を喪失後、G丸に乗り込んだとする二人の者は、G丸に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険被保険者資格を昭和39年2月1日に取得していることが確認でき、申立期間②において船員保険の被保険者記録は確認できず、申立人が船長であったとするF氏についても、申立期間②の船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、G丸の船長であるF氏は、「申立人が、約2年間において、G丸に乗り込んでいたことは間違いないが、その時期は覚えていない。私は、当時、G丸の船長であったが、私も船員保険の被保険者記録は無い。」と述べており、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除等について確認できない。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人は、申立期間②を含む昭和36年12月から44年6月までの期間において国民年金に加入しており、申立期間②に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が、両申立期間において、船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の両申立期間において各事業主により給与から船員保険料を

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月頃から 50 年 3 月頃まで

私は、昭和 48 年 4 月から A 市にある専門学校の夜間部に通学しながら昼間は勤務していた。49 年 7 月にそれまで勤務していた会社を退職し、私の知人の紹介で、同年 8 月頃に B 市にある C 株式会社に工場長として入社し、同社が倒産する 50 年 3 月頃までの期間において勤務した。

C 株式会社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 3 月 25 日までの期間において、C 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、適用事業所名簿において、C 株式会社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、オンライン記録において、C 株式会社の当時の事業主及び事業主の妻（C 株式会社の取締役）は、申立期間を含む前後の期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、商業登記簿において、C 株式会社は昭和 54 年 12 月 2 日に解散していることが確認できる上、前述の事業主から照会に対する回答は得られず、他の役員であった者はいずれも死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申

立人が名前を挙げている同僚は生年月日等が不明で特定できず、同僚から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除状況等について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 6 月 1 日から平成 10 年 9 月 30 日までの期間において、A株式会社（現在は、B株式会社）に取締役として勤務し、同年 10 月 1 日にC株式会社へ転職したが、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 9 月 30 日と記録されており、申立期間の被保険者記録が無い。

私が所持している入社月（昭和 62 年 6 月分）の給料明細書において厚生年金保険料が控除されており、退職月（平成 10 年 9 月分）の給料支払明細書においても厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社の昭和 62 年 6 月分（入社月）から同年 9 月分までの期間の給料明細書及び平成 10 年 9 月分（退職月）の給料支払明細書において、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「A株式会社を退職した日は、平成 10 年 9 月 30 日であった。」と述べているところ、事業主は、「申立人は当社の役員であったので、出勤簿が無く、申立どおりの勤務をしたか否かは不明である。」と述べているものの、B株式会社が保管する申立人の従業員台帳において、申立人の雇入年月日は昭和 62 年 6 月 1 日、退職年月日は平成 10 年 9 月 29 日と記載されていることが確認できる上、申立人から同日付けでA株式会社に提出された「辞任届」において、同日をもって取締役を辞任したい旨の記載があり、申立人の署

名及び押印がされていることが確認できる。

また、A株式会社に係る商業登記簿謄本において、申立人は、同社の取締役を平成10年9月29日付けで辞任していることが確認でき、事業主が労働保険組合に届出した労働者災害補償保険特別加入に関する変更届（写）においても、異動年月日欄に「10.9.29（退職）」と記載されていることが確認できることから判断すると、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは認められない。

さらに、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る関連資料を保存していないため申立内容を確認できないとしているところ、オンライン記録において、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成10年9月30日と記録されていることが確認でき、遡って訂正されるなどの形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、当該事業所に雇用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

なお、事業主は、申立人の平成10年9月分の給与支払明細書における厚生年金保険料について、「現在は翌月控除としているが、申立期間当時も同様であったか否かは、資料等が無く、不明である。」と述べている。